

「秦野市いじめ防止基本方針（案）」に対する  
パブリックコメント手続きの実施結果について

- 1 意見募集意見  
平成 27 年 2 月 17 日（火）～3 月 10 日（火）
- 2 意見募集の周知方法  
広報はだの 3 月 1 日号及びホームページ
- 3 方針（案）の公表の方法
  - (1) ホームページへの掲載
  - (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
  - (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
  - (4) 教育指導課における閲覧
- 4 意見提出の方法  
郵送、ファックス、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い等
  - (1) 提出された意見書の数 1 通
  - (2) 提出された意見、提案等の件数 3 件

内 容 分 類	件 数	意見への対応区分（※）			
		A	B	C	D
基本方針の対象に関する事	1			1	
情報共有に関する事	1			1	
校種別の対策に関する事	1			1	
合 計	3			3	

（対応区分）

A：意見等の趣旨等を方針に反映したもの

B：意見等の趣旨等はすでに方針に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を方針に反映することは困難だが、参考とさせていただくこと

D：内容に関する感想等、その他のもの

(3) 意見、提案の内容

番号	意見、提案内容	市の考え方	区分
1	<p>全編に渡って「児童・生徒 v s 児童・生徒のいじめ防止」を前提としていますが、“児童・生徒が教師に対して挑発する「教師いじめ」”もあると思います。</p> <p>これに対する言及が全くないのですが、秦野市においてはそういう事例</p>	<p>本方針（案）策定の根拠となる「いじめ防止対策推進法」の第 2 条では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通</p>	C

	<p>はないのでしょうか。ないとしても、基本方針としてどこかに記述しておいた方がいいような気がします。</p>	<p>じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と示され、この方針(案)については、児童等の間の人間関係の問題となります。</p> <p>なお、普段からの子どもと教師の良好な人間関係を築いていきます。</p>	
2	<p>小学生のいじめや非行・問題行動に対して、中学進学時に「当該児童情報の引き継ぎ」がうまく行っていないという話を聞きます。あるいは小学校教員・教頭・校長が事実を隠して伝えないという話も聞きます。小学校と中学校が連携して情報の共有化を図ることが、当人や関係者にとっていじめ防止につながるとは思います。その対策はどのようにされているのでしょうか。</p> <p>基本方針に、その共有化のメルクマールのようなものが示されていれば、なおいいと思います。</p>	<p>小学校と中学校が連携して情報の共有化を図ることは、指導の連続性・未然防止という面からも重要であります。本市が進めております「幼小中一貫教育」では、実際に交流をする中でも子どもの姿を見て情報交換に努めています。</p> <p>今後も、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守ることが大切ですので、幼小中一貫教育の連絡会や「秦野市いじめ問題対策連絡協議会」で情報共有をしていきます。</p>	C
3	<p>小学校児童と中学校生徒では、いじめの質、内容、方法いずれも違ってくると思いますが、この基本方針では区別せず一括して述べています。小学校対策と中学校対策で分ける必要はないのでしょうか。</p>	<p>いじめの質、内容、方法は様々ですので、個々の児童生徒の発達段階に応じて指導・対応することが必要と考えます。</p> <p>そのため、各小・中学校ではその学校の実情に応じ、各学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。</p>	C